

## 刊行にあたって

ここに多数の会員等のご努力及びご協力により、ようやく日本教育政策学会年報第10号となる『教育基本法と教育政策』を刊行する運びとなりました。

何よりもまず、執筆者各位にこころからのお礼を申し上げます。

本号のテーマは、「教育基本法と教育政策」といたしました。周知の通り、教育基本法の「改正」問題は、ここ数年、日本の教育政策における最大の争点といってもよいでしょう。そのことは、異例ともいべき本学会の理事有志による「中教審『教育基本法見直しの中間報告』についての声明」（2002年11月15日）の発表にも現れています。

教育基本法は、1947年の制定以来今日に至るまで、政府・与党筋から絶えずその「問題性」が指摘され「改正」が声高に叫ばれてきました。しかし、教育基本法は制定後56年の間、一字一句「改正」されていません。

今次教育基本法「改正」論議の特徴は、①首相の私的諮問機関（法定外諮問機関）である教育改革国民会議の「報告」（2000年12月22日）に端を発している、とはいえその後、②政府（文部科学省）の正式諮問機関である中央教育審議会の教育基本法「改正」答申（2003年3月20日）をへて、③教育基本法の条文そのものを具体的に「改正」しようとしている点にあります。こうした意味において、教育基本法は従前とは異なる危機的状況を迎えています。

このような状況下における本号の特色は、特集として教育基本法そのものに焦点を当てて編集されている点にあります。すなわち、昨年の本学会第9回大会（2002年6月29日～6月30日、於・駒澤大学）における課題研究「教育基本法と戦後日本の教育政策」における報告のほかに、世界各国の教育基本法ないし教育根本法に相当するものにつき、その方面における第一人者ともいべき方々のご協力を得て貴重な論文を掲載している点に、その特徴を見出すことができるでしょう。

そのほかに、本号には、第9回大会関連の論文、投稿論文、内外の教育政策及び教育政策研究をめぐる動向、書評及び本学会関連記事等が満載されています。特集論稿とあわせてお読みいただければ、さいわいです。

2003年3月30日

日本教育政策学会年報編集委員会  
委員長 浪本勝年